

政策別コスト情報に関する調書 様式

政策：Ⅰ.「安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること」にかかるコストの状況

○所管：厚生労働省  
 ー一般会計(組織：厚生労働本省、担当部局：大臣官房、医政局、健康局、医薬食品局、保険局、年金局、政策統括官、組織：検疫所、国立ハニセン病療養所、国立試験研究機関、地方厚生局)  
 ー年金特別会計【健康勘定】(組織：厚生労働本省、担当部局：保険局)  
 ー船員保険特別会計(組織：社会保険庁)  
 ー国立高度専門医療センター特別会計(組織：厚生労働本省、担当部局：医政局)

1. 政策にかかるコスト 15,857,961 百万円

区分	経費																			(参考)決算額	
	人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	疾病保険給付費及保険者納付金	福祉事業給付金	保険料等交付金	病床転換支援金	補助金等	委託費等	独立行政法人運営費交付金	庁費等	その他の経費	減価償却費	貸倒引当金繰入額	支払利息	資産処分損益	出資金評価損	医療技術開発等研究費	医薬品費		食糧費
I 人にかかるコスト	72,316	62,967	3,979	5,368	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
II ①物にかかるコスト	2,719	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②庁舎等	2,195	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	734	-	-	-	-	-	-	-	-
III 事業コスト	15,780,729	-	-	-	29,996	2,018	6,352,125	4	8,932,583	113,960	46,541	182,476	7,324	12,877	37,805	15,083	7,926	16,982	6,776	15,461	785
1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	127,415	-	-	-	-	-	-	-	127,311	26	-	54	22	-	-	-	-	-	-	-	127,415
2) 必要な医療従事者を確保するとともに、資質向上を図ること	25,766	-	-	-	-	-	-	-	24,575	317	-	710	162	-	-	-	-	-	-	-	25,766
3) 利用者の視点に立った、効率的でかつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	3,208	-	-	-	-	-	-	-	820	551	-	1,825	11	-	-	-	-	-	-	-	3,765
4) 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること	136,524	-	-	-	-	-	-	-	6,008	4,219	45,972	38,720	519	12,429	543	4,183	7,679	-	-	15,461	785
5) 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要医療等を確保すること	255,148	-	-	-	-	-	-	-	70,734	106,657	-	73,908	3,846	-	-	-	-	-	-	-	255,241
6) 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	4,465	-	-	-	-	-	-	-	2,441	208	-	1,144	670	-	-	-	-	-	-	-	4,751
7) 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること	1,218	-	-	-	-	-	-	-	1,133	13	-	69	2	-	-	-	-	-	-	-	1,218
8) 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を推進すること	182,241	-	-	-	-	-	-	-	120,010	-	-	62,229	1	-	-	-	-	-	-	-	208,240
9) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	295,971	-	-	-	-	-	-	-	287,529	197	569	183	20	447	-	-	246	-	6,776	-	295,929
10) 国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	14,713,330	-	-	-	29,996	2,018	6,352,125	4	8,259,133	1,023	-	1,868	2,015	-	37,261	10,899	-	16,982	-	-	8,311,961
11) 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	35,365	-	-	-	-	-	-	-	32,865	744	-	1,710	44	-	-	-	-	-	-	-	35,889
12) 健康危機管理を推進すること	73	-	-	-	-	-	-	-	19	-	-	49	5	-	-	-	-	-	-	-	73
コスト計(I+II+III)	15,857,961	62,967	3,979	5,368	29,996	2,018	6,352,125	4	8,932,583	113,960	46,541	182,476	7,324	15,807	37,805	15,083	9,911	16,982	6,776	15,461	785

(参考) 自己収入 6,590,377 百万円  
 当該政策にかかる自己収入については、年金特別会計の保険料収入等6,457,950百万円、年金特別会計の納付金収入10,378百万円、船員保険特別会計の保険料収入等28,666百万円、船員保険特別会計の保険料収入等28,668百万円、国立高度専門医療センター特別会計の病院収入90,052百万円、国立高度専門医療センター特別会計の研究収入8,613百万円、国立高度専門医療センター特別会計のその他収入27,182百万円。

2. 政策にかかるストック情報

区分	主な資産等	ストック内訳																	備考		
		たな卸資産	未収金	未収保険料	貸倒引当金	土地	立木竹	建物	工作物	建設仮勘定	物品	無形固定資産	出資金	未払金	未払費用	前受金	借入金				
物にかかるコスト	4,198	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,316	881	-	-	-	-	-	-	-	-	-
庁舎等	40,459	-	-	-	-	-	-	24,542	15,917	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2) 必要な医療従事者を確保するとともに、資質向上を図ること	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3) 利用者の視点に立った、効率的でかつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4) 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること	161,179	435	14,004	-	-	137,692	353	76,244	45,674	23,021	37,167	88	-	△ 249	△ 433	-	△ 172,820	-	-	-	-
5) 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要医療等を確保すること	△ 3,611	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 3,611	-	-	-	-	-	-
6) 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	△ 65	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 65	-	-	-	-	-	-
7) 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8) 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を進めること	26,233	26,233	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9) 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	3,907	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,903	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10) 国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	△ 2,825,322	-	3,308	11,002	△ 5,718	15,370	0	-	-	-	-	-	113,557	△ 4,150	-	△ 1,479,464	△ 1,479,228	-	-	-	-
11) 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12) 健康危機管理を推進すること	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	△ 2,593,020	26,669	17,312	11,002	△ 5,718	153,062	354	100,786	61,591	23,021	44,387	974	113,557	△ 8,076	△ 433	△ 1,479,464	△ 1,652,048	-	-	-	-

※「物にかかるコスト」及び「庁舎等」の区分に当てはめられている「物品」、「無形固定資産」及び「建物」、「工作物」は、定員数により当該政策に配分を行っている。

3. 参考情報

(1) 当該政策に配分された官房経費等の額 (単位:百万円)

I 人にかかるコスト	11,322
II 物にかかるコスト(庁舎等を含む。)	4,969
III その他事業コスト	-
合計	16,292

(2) 政策の概要

地域において必要な医療を提供できる体制の整備、必要な医療従事者を確保及び資質向上を図ること、利用者の視点に立った効率的でかつ質の高い医療サービスの提供の促進、国が医療政策として担うべき医療(政策医療)の推進、感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止及び感染者等に必要医療等の確保、品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器の国民の適切な利用の実現、安全で安心な血液製剤の安定的供給、保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給の確保及び緊急時等の供給体制の準備進行、国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度の構築、妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層における地域・職場などの様々な場所での国民的な健康づくりの推進、健康危機管理の推進。

(3) 共通経費配分の方法

「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」及び「庁舎等」については、定員数による配分を行っている(地方局・外局に関しては決算額による配分を行っている)。また、本省に一括して計上されている一部の人員費については、定員数により地方局・外局へ配分を行っている。